平成２８年（フ）第２８１号
宮崎県西都市大字南方2670番地　市営南方住宅111号
債務者　本部　　豊
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２８４号
鹿児島県鹿児島市中山２丁目15番１号
債務者　大迫　香織
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
茨城県龍ケ崎市長山６丁目１番地３　プログレス101号室
債務者　薄雲　輝弘
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
茨城県龍ケ崎市佐貫４丁目15番地４　カーサ・リオラドＢ棟104号室、前住所茨城県古河市女沼1664番地９　カステーロ204
債務者　住田　真一
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
茨城県龍ケ崎市若柴町3190番地２　ジュネスピア103号室
債務者　宇津野茂樹
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１４１号
富山市海岸通299番地
債務者　舘盛　陽子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４３号
富山市安野屋町１丁目５番４－７号　塩井ハイツ
債務者　近江　　操
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４７号
山梨県甲斐市篠原931番地６
債務者　小松　和芳
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７２号
奈良県北葛城郡広陵町大字南57番地４
債務者　森中　千咲（旧姓飛永）
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
奈良県宇陀市大字陀麻生田255番地の１
債務者　霜永　善文
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１８０号
奈良県橿原市葛本町375番地　プレミールｋｉｋｉ　Ｂ－201
債務者　真里谷幸代
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１８８号
奈良県大和高田市旭北町５番12号　高田マンション３号、前住所奈良県大和高田市大字有井181番地
債務者　長谷川和美
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
宮城県遠田郡美里町北浦字二又58番地10
債務者　佐々木善秋
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
北海道勇払郡安平町早来北進85番地５　早来北進公営住宅４棟122号室
債務者　高橋　正彦
1　決定年月日時　平成28年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１１０号
北海道苫小牧市日吉町４丁目18番３号　ハイツナベシマ201
債務者　小笠原健太
1　決定年月日時　平成28年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第６４号
宮城県遠田郡涌谷町字新町裏６番地１　シティコーポ人生Ｂ棟101
債務者　木村　　智
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第８０号
宮城県大崎市古川駅東２丁目８番53号
債務者　星山　　徹
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係